平成２３年（フ）第１６２９２号
東京都江東区毛利２丁目10―20―402
破産者　天野　　泉
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２９３号
東京都西東京市新町５丁目17―22―203
破産者　松岡　妙子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２９４号
東京都東村山市青葉町３丁目17―４―206
破産者　末岡富美代（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３２５号
東京都荒川区南千住６丁目51―12―４Ｆ
破産者　大浦　克寿（旧姓島津）
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３２６号
東京都荒川区南千住６丁目51―12―４Ｆ
破産者　大浦　雅美（旧姓島津）
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３３１号
千葉県浦安市美浜１丁目２―1203
破産者　横島　治雄
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３３２号
千葉県浦安市美浜１丁目２―1203
破産者　横島　喜子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３４３号
東京都武蔵村山市大南３丁目123―14―101
破産者　菅田　敏子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３９９号
東京都日野市高幡1007―５―705
破産者　牧野　泰久
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２５号
埼玉県鴻巣市箕田109―２　サンビレッジ北鴻巣Ｆ101
破産者　高橋　紀資
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４５６号
東京都葛飾区東堀切３丁目24―２―101
破産者　斉藤東平こと　車　　東平
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４７１号
東京都杉並区上高井戸１丁目22―４―307
破産者　高杉　成男
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４７２号
東京都杉並区上高井戸１丁目22―４―307
破産者　高杉　啓子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４７４号
東京都世田谷区下馬６丁目21―８―501
破産者　南　美由紀
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４７８号
千葉県佐倉市臼井田1040―102、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区南橋本３丁目５―８　ロアーブルガーデン南橋本弐番館406
破産者　小林　　忠
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８２６号
千葉県柏市花野井611―105、住民票上の住所千葉県我孫子市白山３丁目８―１―103
破産者　松本　洋平
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１７９号
埼玉県秩父市荒川上田野570番地
破産者　山本織物化学整染株式会社
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１８０号
埼玉県秩父市大野原701―４
破産者　山本　英司
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８０２号
東京都足立区一ツ家３丁目１番11号
破産者　株式会社山八木材
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０００７号
東京都荒川区荒川５丁目１―13
破産者　金子　光一
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１３７号
東京都荒川区荒川５丁目１番13号　山路ビル、商業登記簿上の本店所在地埼玉県三郷市高州１丁目276番地１
破産者　株式会社ホームプロ
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１８０号
茨城県潮来市潮来667番地１
破産者　田中　　進
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０９３号
東京都北区西ケ原１丁目44―２
破産者　橋本　房郎
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部